

岡山大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成29年 3月22日(水) 本部棟3階 入札室	
委員	委員 山崎 雅弘 (大学教授) 委員 板野 次郎 (弁護士) 委員 小橋 仙敬 (公認会計士)	
審議対象期間	平成28年1月1日～平成28年12月31日	
抽出案件(合計)	10件	<p>(備考) 入札監視委員会設置要項にのっとり、互選により山崎委員が委員長に再任された。</p> <p>昨年度の指摘事項二点(①入札時期及び競争参加資格要件の妥当性等について、入札参加者が複数者になるよう参加資格要件及び技術者の専任要件の緩和及び早期公告の実施に努めた。②入札価格と予定価格との格差について、不落随契の減少を目的とした基準額(予定価格が1億円以上)以下での数量公開を実施した。)について、事務局より説明があった。</p> <p>今回の審議対象期間においては、再苦情の申し立て及び同審議依頼はなし。</p>
建設工事(小計)	7件	
一般競争入札(WTO)	0件	
一般競争入札(上記以外)	7件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務(小計)	3件	
公募型プロポーザル	0件	
簡易公募型プロポーザル	2件	
標準プロポーザル	0件	
競争入札	0件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	特になし	

別 紙

意見・質問	回 答
<p>1. 岡山大学において発注した建設工事について [資料1] [資料2]</p> <p>特になし</p> <p>2. 岡山大学において発注した設計・コンサルタント業務について [資料3] [資料4]</p> <p>特になし</p> <p>3. 審議対象工事等に関する点検事項について [資料5] [資料6]</p> <p>点検事項①一者応札の案件である [資料6-1] 「(医病) 基幹・環境整備 (ナースコール更新等) 工事」について、今後の対応策のうち、『競争参加資格要件として求めている等級の緩和を心がけたい』とはどういうことか。</p> <p>求める業者の等級はどのように決まるのか。</p> <p>今回当初から等級を広げなかったのはなぜか。</p>	<p>今回の案件では、参加資格要件で業者に求める等級を A 等級としているが、それを A 及び B 等級というふうに広げていく、という意味である。</p> <p>文科省の基準により、業者に求める等級は、電気工事の場合は予定価格 1 億円以上で A 等級、3,500 万円以上で B 等級というふうに金額ベースで決まっている。しかしながら、文科省の基準に“入札参加者が僅少である等と認められるときは、当該資格の等級の一級上位若しくは二級上位又は一級下位の資格の等級に格付けされた業者を加えることができる”との条項があるため、こちらを適用し、業者に求める等級を緩和したいという意味である。</p> <p>実際に他の事業で上記の緩和条項を適用している案件はいくつかある。</p> <p>工事内容が病院のナースコール更新等で主に機器であったため、また、施工実績として求めた『病院のナースコール設備の新営又は全面改修工事』についても、岡山県には多くの病院があり、当初は多数の入札参加者を見込んでいたためである。しかし結果として、発注時期が他</p>

<p>資格要件を緩和して、工事の質が落ちる心配は無いのか。</p> <p>予定価格の公開はいつ行われるのか。</p> <p>数量公開とはどういうものか。</p> <p>点検事項①一者応札の案件である〔資料6-2〕「(津島)工学部1号館集中検針装置更新工事」について、参加資格申請を提出した3者のうち、2者が入札辞退とのことだが、技術者の専任要件は緩和されたのか。</p> <p>集中検針装置とはどのようなものか。納入業者は限られるのか。</p> <p>いつ公告するか、というのはどのように決めるのか。</p> <p>点検事項①一者応札の案件である〔資料6-3〕「(三朝)第3研究棟事務室改修電気設備工事」について、発注時期をずらすことは出来なかったのか。</p>	<p>機関の公共工事と重なったことも影響し、1者応札となったと思われる。</p> <p>総合評価落札方式のため、金額だけでなく、企業の技術力や信頼性、社会性についても評価を行っている。そのため、質の確保はできると考える。</p> <p>契約締結後である。</p> <p>予定価格の基となる工事費内訳書から、単価及び金額等を削除したもので、予定価格が1億円以上のものを主に対象としている。数量を公開することで、業者は積算の手間を省くことができ、入札に参加しやすくなる。</p> <p>本学では昨年本委員会でご指摘いただいたこともあり、今年度は予定価格が1億円未満の案件についても積極的に数量公開することとしている。</p> <p>技術者の専任要件は緩和されている。業者は工事を請け負いたいため、様々な発注機関に参加資格申請を出すのが、他の機関で落札すれば、それ以外に入札を辞退してくる。専任要件は緩和されても技術者自体が不足していると思う。こちらの案件は8月末公告で10月契約となっているが、その時期が1者応札となった要因のひとつと考えられるため、今後はできる限り早期の発注手続きを心がけたい。</p> <p>部署毎で使用している電気を一括して管理する装置で、電気機器取り扱い業者なら納入可能である。</p> <p>基本的には予算がついてからである。大学の中でも、どの工事を優先するか、いつ公告するか、タイミングを決めるのが難しいところではある。</p> <p>今年度中に行う予定の工事であり、かつ工期が3か月以上であったため、発注を遅らすことは検討しなかった。また、分離発注で建築工事と機械設備工事はすでに契約を行っていたので、電気設備工事のみ遅らすことは出来なかったという事情もある。</p>
---	---

点検事項② 1 回目の入札で落札率が 99%以上の案件である [資料 6-4] 「(津島) 馬房屋根改修工事」について、落札率が高くなった原因として考えられるものは何か。

落札業者の入札金額を確認したところ、直接工事費及び諸経費等適正な価格で作成されており、特に問題は見受けられなかった。工事内容が屋根の改修だけだったので、見積りやすく、1 社がたまたま予定価格に近かったものと考えている。

4. 審議対象工事等 (抽出案件) について [資料 7]

[資料 7-1] 「(医病) 基幹・環境整備 (ナースコール更新等) 工事」について、総合評価 (施工体制確認型) とあるが、他にも方式はあるのか。

あります。施工体制確認型は総合評価落札方式の中の 1 つの方式で、近年 (平成 26 年) 追加された。

施工体制の評価は難しいと思うが、どのように評価するのか。

別紙の「企業の施工体制」に記載がある。基本的には数値で表せるものを評価している。

[資料 7-3] 「病院入院棟 1 1 階改修機械設備工事」について、落札率が 99%近いのは、この案件が積算しやすい工事であったからか。

全面改修工事なので、予定価格と差が出やすい案件ではあった。数量公開していない場合には、業者は設計図書から数量を拾うため、予定価格と差が出ることもよくあるが、こちらの工事は数量公開されており、落札率が高くなったと考えられる。

[資料 7-4] 「(三朝) 惑星物質研究所耐震改修工事」について、耐震改修工事は、入札金額に差が出やすい工事なのか。

本案件は特殊な工法を採用しており、その点で、業者の入札金額に差が出ていた。

具体的には、①対象の建物が振動を嫌う実験を行っている研究所であり、特殊スリットにより室内に人がいながら耐震工事を行う工法及び、②トイレの壁をコンクリート壁に変える開口閉鎖という工法である。

他県の業者の参加もあったのか。

数社の参加があった。

[資料 7-5] 「(津島) 工学部 1 号館集中検針装置更新工事」について、落札率がほぼ 100%に近いが、同じ不落随契の案件でも、落札率が高いものもあれば低いものもある。その違いはあるのか。

2 回の入札で落札とならなかった場合、業者との交渉により不落随契という形をとり、価格交渉をすることがある。その中で業者の積算額と本学の予定価格との差異の大きな項目について検討を依頼するため、業者が検討を行う中で十万から数万円単位での調整となることもあり得、その場合は落札率が高くなる。また、機器がメインの機械設備工事で、落札率が高くなる傾向がある。

中国地方ではまだそれほど影響を感じてはいないが、最近では、オリンピックの影響もあり関西方面まで不落の状況がある。また、熊本県

[資料7-7] 「(三朝) 第3研究棟事務室改修電気設備工事」について、この時期震災の影響で、鳥取県ではブルーシートが並んでいるような状況であり、延期を検討しなかったか。そんな時期に工事をするのは無茶ではないか。

[資料7-8] 「(津島) 講義棟改修設計業務」について、見積もり回数が10回となっているが、多すぎるのではないか。

[資料7-9] 「(東山) 附属中学校屋内運動場新営その他設計業務」について、参加表明書の提出者12者から、技術提案書提出者4者となっているが、他の8者については技術提案書は求めなかったということか。

5. 平成28年度(平成28年～1月12月) 指名停止について

[資料8]

特になし

6. その他

事務局より、平成29年度の入札監視委員会の開催について、時期を平成30年6月頃、審議対象を平成29年1月から平成30年3月分の1年3か月分とする旨の提案があり、その内容での調整について、全委員より、了承を得られた。

でも震災の影響で不落が発生しており、国の施策で経費のアップを認めた例もある。

こちらの案件は先に説明したとおり、今年度中の完成を予定していた工事であり、また、建築工事と機械設備工事はすでに契約を行っていたので、電気設備工事のみ遅らすことは出来なかった。

簡易公募型プロポーザル方式(拡大)では、技術提案書を特定された業者と随意契約を行う。1者を特定して見積もり合わせを行うため、一般競争より価格競争の要素が少なく、予定価格と契約額の差が少なくなるという傾向がある。

本学としても、少ない見積回数で契約したいが、見積金額の刻み方は業者によって異なり、大刻みで落としてくる業者もあれば、小刻みに落としてくる業者もある。

この案件については後者だったということである。

そうです。全者に要請してもよいが選定の結果、4者となった。